

登米市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登米市電子入札システムを用いて行う電子入札の実施に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）、登米市建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成17年登米市告示第13号）、登米市入札執行要領（平成17年登米市訓令第29号）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）並びに道路等公共施設等維持管理の業務（以下「工事的業務」という。）を委託に付する手続を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札をいう。
- (2) 電子入札システム 電子入札に参加しようとする者の利用者登録から入札参加申請書及び入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務をコンピュータ及びインターネットを利用して行う情報システム（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 入札情報公開サービス 発注の見通し、発注情報及び入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、発注工事等の公告、関係書類等を入札参加者がダウンロード（電子ファイルを取寄せること。以下同じ。）できる情報システムをいう。
- (4) 登米市電子入札システム 電子入札システム及び入札情報公開サービスにより構成され、建設関連業務及び工事的業務に係る競争入札を電子的に処理する情報システムの総称をいう。
- (5) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (7) 電子くじ 開札時に最低価格の入札者が複数存在する場合に、関数を用いた演算式によりコンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

(対象となる入札方式)

第3条 電子入札の対象となる入札方式は、次に掲げるものとする。

- (1) 条件付一般競争入札（入札後審査方式を含み、建設工事の請負に付するものに

限る。)

(2) 指名競争入札

(利用者登録)

第4条 電子入札に参加しようとする者は、ICカードを使用して電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

2 利用者登録は、入札参加資格の承認時に市が交付する電子入札用業者番号を使用して行うものとする。

3 利用者登録は、随時行うことができる。

4 利用者登録をした者の登録の有効期間は、登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成17年登米市告示第11号。以下「資格審査規程」という。）に基づき入札参加資格の承認を受けている期間であって、かつ、ICカードの有効期間内とする。

5 利用者登録をした者は、ICカードの有効期間を更新する場合には、当該更新前のICカードの有効期間内に、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

(電子入札の参加資格)

第5条 電子入札に参加できる者は、資格審査規程に基づく入札参加資格の承認を受けている者であって、かつ、電子入札システムの利用者登録を行っているものとする。

(ICカードの取扱い)

第6条 電子入札に使用できるICカードは、資格審査規程に基づき入札参加資格の承認を受けた代表者又は受任者が取得したICカードに限る。ただし、特定建設工事共同企業体の場合にあつては、当該特定建設工事共同企業体の構成員の代表者等が取得したICカードとする。

2 前項の受任者が取得したICカードは、受任された業種の電子入札案件に限り使用できるものとする。

(電子入札の実施)

第7条 入札執行者等（登米市入札執行要領に定める入札執行者（以下「単に入札執行者」という。）又はその指名を受けて代行する者をいう。以下同じ。）は、建設関連業務及び工事的業務において電子入札を適用する場合は、入札情報公開サービス及び電子入札システムを用いて行うものとする。

2 入札執行者は、電子入札を適用する場合において、入札参加者がICカードの破損等のやむを得ない事情により電子入札への参加ができないときは、紙入札による入札参加を認めることができる。

3 電子入札の運用に関する基準については、別に定め、市ホームページ及び入札情報公開サービスに掲載するものとする。

(電子入札の周知等)

第8条 入札執行者は、電子入札を適用する場合においては、次の方法により当該電子入札の内容について周知等を行うものとする。

- (1) 条件付一般競争入札の場合は、入札公告にその旨を明示し、所定の方法で掲示するとともに、入札情報公開サービスに掲載する。
- (2) 指名競争入札の場合は、指名通知を電子入札システムにより行う。

(入札関連書類の掲載)

第9条 入札執行者は、次に掲げる入札関連書類を市ホームページ及び電子入札ポータルサイトに掲載し、入札参加者が閲覧及びダウンロードできるようにするものとする。

- (1) 入札関係様式
- (2) 一般競争入札公告事後審査方式共通事項
- (3) 指名競争入札電子入札共通事項
- (4) 電子入札操作マニュアル等
- (5) その他必要な書類

(設計図書等の取扱い)

第10条 入札執行者は、設計図書等を閲覧期間中に入札参加者に閲覧及び貸出しを行うとともに、市長が指定する場所において当該設計図書等を複写することができるようにするものとする。

- 2 前項のほか、入札執行者は、入札参加者が設計図書等を容易にダウンロードできるように入札情報公開サービスへの掲載に努めるものとする。
- 3 入札参加者は、指定された期間中に設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムに当該質問の内容を登録するものとする。
- 4 入札執行者は、前項の規定により質問が登録された場合は、当該質問に対する回答書を作成するとともに、入札公告等により指定した日まで所定の掲示及び電子入札システムにおいて閲覧に供するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11条 入札執行者は、入札参加者に対し、入札参加資格確認のための書類を、原則として電子入札システムにより電子ファイルで提出するよう求めるものとする。ただし、提出する書類の電子ファイルデータの容量が著しく大きいなど、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、この限りでない。

(予定価格等の登録)

第12条 予定価格（登米市契約規則第11条に定める予定価格をいう。以下同じ。）及び最低制限価格（登米市契約規則第11条に定める最低制限価格をいう。以下同じ。）は、開札時に電子入札システムに登録するものとする。ただし、予定価格を明らかにして電子入札を行う場合は、当該予定価格は、電子入札の周知等を行う際に、入

札情報公開サービスに登録するものとする。

(入札書等の提出)

第13条 入札参加者は、電子入札システムを用いて入札執行者が指定した日時（以下「指定日時」という。）までに入札書を提出しなければならない。

2 条件付一般競争入札への参加を希望する者は、前項の入札書の提出前に電子入札システムを用いて、入札執行者が別途指定する日時までに入札参加申請書を提出しなければならない。ただし、入札参加資格確認審査を事後審査としている場合には、当該公告により指定する日時までに入札参加資格審査資料を提出するものとする。

3 入札参加者は、入札執行者が入札書と同時に入札金額に対応した内訳書及び総合評価落札方式を適用し総合評価技術資料の提出を義務付けた場合においては、電子入札システムを用いて、入札書と併せて当該内訳書及び総合評価技術資料を提出しなければならない。

4 前項の入札書、内訳書及び総合評価技術資料（以下「入札書等」という。）は、入札金額その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに到達したものとみなす。

5 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等について準用する。

(紙入札)

第14条 第7条第2項の規定により、入札執行者から紙入札を認められた入札者は、電子入札システムによらず、入札執行者が指定した方法により指定の場所に紙入札の入札書等を提出しなければならない。

(開札の執行)

第15条 入札執行者等は、開札予定日時に到達したときは、遅滞なく電子入札システムにより電子入札の開札を行うものとする。ただし、前条の規定により紙入札の入札書が提出された場合は、はじめに紙入札の入札書を開札し、入札者名及びその入札金額を電子入札システムに登録した上で、当該電子入札全体の開札を行うものとする。

2 入札執行者等は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、電子入札システムを使用して、速やかに再入札を行うものとする。この場合において、紙入札により入札参加している者については、再度、紙入札の入札書を提出させるものとする。ただし、予定価格を明らかにして行う入札については、再入札を行わないものとする。

3 第13条第1項、第14条及び前項本文の規定により提出された入札書は、撤回及び訂正を認めないものとする。

(入札者の失格)

第16条 入札執行者は、登米市契約規則第2条第1項並びに登米市建設工事競争入札心得第2条第9項及び同条第10項の規定によるもののほか、入札者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、失格とし、電子入札への参加を認めないものとする。

- (1) 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加したとき。
- (2) 代表者又は受任者が変更となった場合において、ＩＣカードの更新手続中の場合を除き、第６条に規定するＩＣカードの名義を変更しないで、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを使用して入札に参加したとき。

(入札の無効)

第17条 入札執行者は、登米市契約規則第16条及び登米市建設工事競争入札心得第7条の規定によるもののほか、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札執行者の承認を得ずに、又は指示によらずに紙入札をしたとき。
- (3) 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- (4) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
- (5) 第13条第3項の規定により内訳書及び総合評価技術資料を提出する場合において、次に掲げる重大な不備があるとき。

ア 指定した期日までに内訳書及び総合評価技術資料の提出がないもの

イ 入札書の金額等と提出された内訳書の金額等が異なるもの

ウ 入札書と異なる工事又は業務の総合評価技術資料又は記載のない総合評価技術資料を提出したとき。

- (6) 受任者が取得したＩＣカードにより、受任されていない業種の電子入札案件に入札書を提出したとき。

(落札者の決定及び通知)

第18条 入札執行者等は、立会い担当者（当該入札に立会いを命ぜられた担当職員をいう。）とともに入札が有効であることを確認するとともに、落札者を決定した場合には、電子入札システムにより落札者の決定入力を行い、それぞれ執行担当署名及び立会い担当署名を行うものとする。

2 入札執行者等は、前項の規定による事務処理を行った後、速やかに電子入札システムにより落札決定通知書を入札者に送信するものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第19条 入札執行者等は、落札者になり得る者が2者以上あるときは、電子入札システムを用いた電子くじにより落札者を決定するものとする。

(落札の保留)

第20条 入札執行者は、開札後に入札参加資格の審査を行う場合又は総合評価落札方式を適用し、総合評価を行う場合には、落札候補者に対し当該落札を保留し、電子入札システムにより入札参加資格確認審査、履行能力確認調査又は総合評価に係る調査を行う旨を通知するものとする。

(総合評価技術資料関係書類の提出)

第21条 総合評価一般競争入札において、当該入札に付す建設工事を発注する課(室)長(以下「発注担当課長等」という。)は、落札候補者に対し、総合評価技術資料の価格以外の評価項目確認関係資料の提出を求めるものとする。この場合において、提出すべき資料の電子ファイルデータ容量が著しく大きいなど、電子入札システムによる提出が適当と認められない場合は、紙による提出を指示するものとする。

2 発注担当課長等は、落札候補者に対し、前項に規定する資料の提出を求める場合においては、当該資料の提出締切日を指示しなければならない。

(開札結果の公表)

第22条 入札執行者は、当該入札の開札結果について、電子入札システム及び入札情報公開サービスに掲載し、公表するものとする。

(障害時の対応)

第23条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信障害等やむを得ない事情により、複数の入札参加者が電子入札システムによる入札が困難と判断した場合には、その原因、復旧の見込み等を調査の上、受付締切り時間及び開札予定時間を変更し、若しくは延長し、又は紙入札へ変更するなど必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(登米市発注工事における電子入札試行実施要領の廃止)

2 登米市発注工事における電子入札試行実施要領(平成21年登米市告示第205号)は、廃止する。